

# 官報

号外 昭和五十二年六月九日

## 第八十回国衆議院會議録 第三十四号(一)

昭和五十二年六月九日(木曜日)

議事日程 第二十六号

昭和五十二年六月九日

午前十時開議

〔請願日程は本号(一)末尾に掲載〕

○本日の會議に付した案件

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

請願日程 救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願外七百三十六請願

地方財政対策の強化に関する請願外六十請願

懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会並びに災害対策特別委員会外八特別委員会において、各委員会から申出のあつた案件について閉會中審査するの件(議長発議)

午後五時四十八分開議

○議長(保利茂君) これより會議を開きます。

○議長(保利茂君) お諮りいたします。

参議院から、内閣提出、労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案が回付されました。この際、議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(保利茂君) 労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案の参議院回付案

〔本号(一)末尾に掲載〕

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よつて、参議院の

修正に同意するに決しました。

○互力君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、請願日程七百三十七件とともに、本日委員会の審査を終了した地方財政対策の強化に関する請願外六十請願を追加して一括議題となし、その審議を進められんことを望みます。

〔追加請願の件名は本号(一)末尾に掲載〕

○議長(保利茂君) 互力君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

請願日程 救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願外七百三十六請願

地方財政対策の強化に関する請願外六十請願

○議長(保利茂君) 救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願外七百九十七請願を一括して議題といたします。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

○議長(保利茂君) 各請願は委員長長の報告を省略して採択するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

委員会の閉會中審査に関する件

○議長(保利茂君) お諮りいたします。

懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会並びに災害対策特別委員会外八特別委員会から、閉會中審査したいとの申し出があります。

〔閉會中審査案件は本号(一)末尾に掲載〕

○議長(保利茂君) 各委員会から申し出のあつた案件中、まず、社会労働委員会の申し出に係る健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案は、同委員会において閉會中審査するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よつて、さよう決定いたしました。

次に、商工委員会の申し出に係る日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案は、同委員会において閉會中審査するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よつて、さよう決定いたしました。

次に、内閣委員会の申し出に係る防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案、運輸委員会の申し出に係る国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案、科学技術振興対策特別委員会の申し出に係る日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案は、各委員会において閉會中審査するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よつて、さよう決定いたしました。

次に、外務委員会の申し出に係る核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の

昭和五十二年六月九日 衆議院會議録第三十四号(一) 会期終了の議長のあいさつ 諸願

締結について承認を求めるの件、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件及び投資の奨励及び相互保護に関する日本国とエジプト・アラブ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件、科学技術振興対策特別委員会の申し出に係る原子力基本法等の一部を改正する法律案及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案は、各委員会において閉会中審査するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(保利茂君) 起立多数。よって、さよう決いたしました。

次に、ただいま閉会中審査するに決いたしました案件を除く他の案件について、各委員会において申し出のとおり閉会中審査するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決いたしました。

○議長(保利茂君) 議員各位、第八十回国会は、本日をもって終了いたしました。

今国会は、昨年十二月三十日に召集されて以来、長期間にわたる諸君の御精勵と互譲と協力により、よく国民の期待にこたえることができ得たと存じます。ここに深く敬意を表する次第であります。

また、議長に寄せられました御協力に対し、衷心より感謝申し上げます。

諸君におかれましては、御自愛の上、一層御活躍あらんことを切望してやみません。(拍手)

○議長(保利茂君) これにて散会いたします。

午後五時五十六分散会

出席國務大臣

労働大臣臨時代理 田村 元君  
國務大臣 田村 元君

諸願日程

(内閣委員会)

- 一 救護看護婦に対する恩給法適用に関する諸願(柴田睦夫君紹介)(第一二二九号)
- 二 同(成田知己君紹介)(第一四三二号)
- 三 同(原健三郎君紹介)(第一四三二号)
- 四 同(受田新吉君紹介)(第一四六六号)
- 五 同(大西正男君紹介)(第一四六七号)
- 六 同(木野晴夫君紹介)(第一四六八号)
- 七 同(関谷勝嗣君紹介)(第一四六九号)
- 八 同(田中美智子君紹介)(第一四七〇号)
- 九 同(田邊誠君紹介)(第一四七一号)
- 一〇 同(西田八郎君紹介)(第一四七二号)

- 一一 同(平林剛君紹介)(第一四七三号)
- 一二 同(森井忠良君紹介)(第一四七四号)
- 一三 同(矢山有作君紹介)(第一四七五号)
- 一四 同(飯田忠雄君紹介)(第一四七六号)
- 一五 同(浦井洋君紹介)(第一四七八号)
- 一六 同(川本敏美君紹介)(第一四九九号)
- 一七 同(近藤鉄雄君紹介)(第一五〇〇号)
- 一八 同(竹下登君紹介)(第一五〇二号)
- 一九 同(東中光雄君紹介)(第一五〇三号)
- 二〇 同(藤本孝雄君紹介)(第一五〇四号)
- 二一 同(逢沢英雄君紹介)(第一五〇五号)
- 二二 同(竹入義勝君紹介)(第一五〇六号)
- 二三 同(藤尾正行君紹介)(第一五〇七号)
- 二四 同(谷川寛三君紹介)(第一五〇八号)
- 二五 同(相沢英之君紹介)(第一五〇九号)
- 二六 同(不破哲三君紹介)(第一五一〇号)
- 二七 同(伏木和雄君紹介)(第一五一〇号)
- 二八 同(山原健二郎君紹介)(第一五一〇号)
- 二九 山形市等の寒冷地手当引き上げ等に関する諸願(鹿野道彦君紹介)(第一七一三号)
- 三〇 同(渡辺三郎君紹介)(第一七三三三号)
- 三一 救護看護婦に対する恩給法適用に関する諸願(柳野泰二君紹介)(第一七三三三号)
- 三二 同(佐々木良作君紹介)(第一八〇八号)
- 三三 同(松本善明君紹介)(第一八六六号)
- 三四 同(市川雄一君紹介)(第一九三九号)

- 三五 同(栗林三郎君紹介)(第一九四〇号)
- 三六 同(中川秀直君紹介)(第二〇二二号)
- 三七 同(森下元晴君紹介)(第二〇七七号)
- 三八 同(山原健二郎君紹介)(第二一七八号)
- 三九 山形市等の寒冷地手当引き上げ等に関する諸願(安宅常彦君紹介)(第二五九一号)
- 四〇 恩給法の改正に関する諸願(浦井洋君紹介)(第二六六〇号)
- 四一 救護看護婦に対する恩給法適用に関する諸願(新井彬之君紹介)(第二七四九号)
- 四二 軍属託の旧特務機関員に恩給給付に関する諸願(広沢直樹君紹介)(第三一六六号)
- 四三 同(大内啓伍君紹介)(第三二九七号)
- 四四 同外一件(島居一雄君紹介)(第三二九八号)
- 四五 救護看護婦に対する恩給法適用に関する諸願(坪川信三君紹介)(第三三九〇号)
- 四六 軍属託の旧特務機関員に恩給給付に関する諸願外二件(曾根益君紹介)(第三四二二号)
- 四七 同(稻富稔人君紹介)(第三四八二号)
- 四八 同(大内啓伍君紹介)(第三四八三三号)
- 四九 同外一件(中川秀直君紹介)(第三四八四号)

- 五〇 同(中野寛成君紹介)(第三四八五号)
- 五一 同外一件(中村正雄君紹介)(第三四八六号)
- 五二 同(甘利正君紹介)(第三五七四号)
- 五三 同(大野深君紹介)(第三五七五号)
- 五四 同(河野洋平君紹介)(第三五七六号)
- 五五 同(鳥居一雄君紹介)(第三五七七号)
- 五六 同(永原稔君紹介)(第三五七八号)
- 五七 同(渡部一郎君紹介)(第三五七九号)
- 五八 同(伊東正義君紹介)(第三六一三三号)
- 五九 同(内田常雄君紹介)(第三六一四号)
- 六〇 同外一件(越智伊平君紹介)(第三六一五号)
- 六一 同外三件(大西正男君紹介)(第三六一六号)
- 六二 同(大村義治君紹介)(第三六一七号)
- 六三 同外一件(粕谷茂君紹介)(第三六一八号)
- 六四 同(亀岡高夫君紹介)(第三六一九号)
- 六五 同外三件(木村武千代君紹介)(第三六一二〇号)
- 六六 同(北側義一君紹介)(第三六一二一号)
- 六七 同(藏内修治君紹介)(第三六一二二号)
- 六八 同(小宮山重四郎君紹介)(第三六一二三号)
- 六九 同(笹山茂太郎君紹介)(第三六一二四号)
- 七〇 同(齋藤邦吉君紹介)(第三六一二五号)
- 七一 同外一件(坂本三十次君紹介)(第三六一二六号)

- 七二 同外一件(坂田道太君紹介)(第三六一二七号)
- 七三 同(藤田弘作君紹介)(第三六一二八号)
- 七四 同外二件(園田直君紹介)(第三六一二九号)
- 七五 同(田中伊三次君紹介)(第三六一三〇号)
- 七六 同(田中六助君紹介)(第三六一三一号)
- 七七 同(玉生孝久君紹介)(第三六一三二号)
- 七八 同外一件(坪川信三君紹介)(第三六一三三号)
- 七九 同(中尾栄一君紹介)(第三六一三四号)
- 八〇 同(中川一郎君紹介)(第三六一三五号)
- 八一 同(中野四郎君紹介)(第三六一三六号)
- 八二 同外一件(橋橋進君紹介)(第三六一三七号)
- 八三 同(西村英一君紹介)(第三六一三八号)
- 八四 同(長谷川峻君紹介)(第三六一三九号)
- 八五 同(服部安司君紹介)(第三六一四〇号)
- 八六 同(原健三郎君紹介)(第三六一四一号)
- 八七 同外一件(福田篤泰君紹介)(第三六一四二号)
- 八八 同(藤尾正行君紹介)(第三六一四三号)
- 八九 同(藤田義光君紹介)(第三六一四四号)
- 九〇 同外二件(藤本孝雄君紹介)(第三六一四五号)
- 九一 同(堀之内久男君紹介)(第三六一四六号)
- 九二 同(増田甲子七君紹介)(第三六一四七号)

- 九三 同外一件(松野頼三君紹介)(第三六一四八号)
- 九四 同(村上勇君紹介)(第三六一四九号)
- 九五 同(森清君紹介)(第三六一五〇号)
- 九六 同外一件(森喜朗君紹介)(第三六一五一号)
- 九七 同外一件(山口シツエ君紹介)(第三六一五二号)
- 九八 同(山崎平八郎君紹介)(第三六一五三号)
- 九九 同(湯川宏君紹介)(第三六一五四号)
- 一〇〇 同外一件(渡部恒三君紹介)(第三六一五五号)
- 一〇一 同外一件(江藤隆美君紹介)(第三六一五六号)
- 一〇二 同(永田亮一君紹介)(第三六一五七号)
- 一〇三 同(福島讓二君紹介)(第三六一五八号)
- 一〇四 同(藤田義光君紹介)(第三六一五九号)
- 一〇五 同外一件(石井一君紹介)(第三六一六〇号)
- 一〇六 同(栗原祐幸君紹介)(第三六一六一号)
- 一〇七 同外三件(小坂徳三郎君紹介)(第三六一六二号)
- 一〇八 同(佐々木良作君紹介)(第三六一六三号)
- 一〇九 同外二件(塩谷一夫君紹介)(第三六一六四号)
- 一一〇 同(砂田重民君紹介)(第三六一六五号)
- 一一一 同外一件(住来作君紹介)(第三六一六六号)

- 一二二 同(竹入義勝君紹介)(第三六一六七号)
- 一二三 同(藤尾弘吉君紹介)(第三六一六八号)
- 一二四 同(西田司君紹介)(第三六一六九号)
- 一二五 同(林大幹君紹介)(第三一七〇号)
- 一二六 同(松野頼三君紹介)(第三一七〇六号)
- 一二七 同外一件(森田欽二君紹介)(第三一七〇七号)
- 一二八 同(吉田之久君紹介)(第三一七八〇八号)
- 一二九 同(宇野宗祐君紹介)(第三一七八〇九号)
- 一三〇 同(金子岩三君紹介)(第三一七八一〇号)
- 一二一 同(久野忠治君紹介)(第三一七八一一号)
- 一二二 同(小坂徳三郎君紹介)(第三一七八一二号)
- 一二三 同(住来作君紹介)(第三一七八一三三号)
- 一二四 同(田中昭二君紹介)(第三一七八一四四号)
- 一二五 同(丹羽喬四郎君紹介)(第三一七八一五五号)
- 一二六 同外一件(渡辺栄一君紹介)(第三一七八一五六号)
- 一二七 同(渡辺敏三君紹介)(第三一七八一七七号)
- 一二八 同(甘利正君紹介)(第三一七八一八八号)
- 一二九 同(越智伊平君紹介)(第三一七八一九九号)
- 一三〇 同(片岡清一君紹介)(第三一七八二〇〇号)
- 一三一 同(瓦力君紹介)(第三一七八二〇一六号)
- 一三二 同(齋藤邦吉君紹介)(第三一七八二〇二七号)
- 一三三 同(塩崎潤君紹介)(第三一七八二〇三八号)
- 一三四 同外一件(正示啓次郎君紹介)(第三一七八二〇九九号)
- 一三五 同外一件(辻英雄君紹介)(第三一七八二一〇〇号)







七 同(大内啓伍君紹介)(第六二号)	三五 同(渡沢利久君紹介)(第一五〇号)	五五 同(佐々木義武君紹介)(第五六八号)	八一 同(中曾根康弘君紹介)(第六五〇号)
八 同(神田厚君紹介)(第六三号)	三六 同(二見神明君紹介)(第一五一号)	五六 同(島村宜伸君紹介)(第五六九号)	八二 同(葉梨信行君紹介)(第六五一号)
九 同(小林政子君紹介)(第六四号)	三七 乳幼児の医療費無料化等に関する請願 (田中美智子君紹介)(第一三九号)	五七 同(田中伊三次君紹介)(第五七〇号)	八三 同(三原朝雄君紹介)(第六五二号)
一〇 同(佐野進君紹介)(第六五号)	三八 保育事業振興に関する請願(長田武士 君紹介)(第一七四号)	五八 同(中村喜四郎君紹介)(第五七一号)	八四 ハンセン氏病療養所の医療の充実整備 に関する請願(大原亨君紹介)(第五一 〇号)
一一 同(田口一男君紹介)(第六六号)	三九 同(坂口力君紹介)(第一七五号)	五九 同(平泉涉君紹介)(第五七二号)	八五 同(金子みつ君紹介)(第五一一号)
一二 同(田畑政一郎君紹介)(第六七号)	四〇 同(谷口是巨君紹介)(第一七六号)	六〇 同(松野幸泰君紹介)(第五七三号)	八六 同(草川昭三君紹介)(第五五八号)
一三 同(竹入義勝君紹介)(第六八号)	四一 同(久保三郎君紹介)(第二四一号)	六一 同(水平豊彦君紹介)(第五七四号)	八七 同(瀬野栄次郎君紹介)(第五五九号)
一四 同(竹内猛君紹介)(第六九号)	四二 同(坂口力君紹介)(第二四二号)	六二 同(森山欽司君紹介)(第五七五号)	八八 同(山口鶴男君紹介)(第五六〇号)
一五 同(玉置一徳君紹介)(第七〇号)	四三 同(田中美智子君紹介)(第二四三号)	六三 同(山崎拓君紹介)(第五七六号)	八九 同(山田太郎君紹介)(第五六一号)
一六 同(中馬弘毅君紹介)(第七一号)	四四 同(武藤山治君紹介)(第二四四号)	六四 同(山原健二郎君紹介)(第五七七号)	九〇 同(和田耕作君紹介)(第五六二号)
一七 同(寺前巖君紹介)(第七二号)	四五 同(中井治君紹介)(第二四九号)	六五 同(安島友義君紹介)(第六〇四号)	九一 同(大村襄治君紹介)(第五九九号)
一八 同(中村正雄君紹介)(第七三号)	四六 同(松本忠助君紹介)(第三二二号)	六六 同(石田博英君紹介)(第六〇五号)	九二 同(竹内黎一君紹介)(第六〇〇号)
一九 同(橋崎弥之助君紹介)(第七四号)	四七 国民健康保険の臨時財政調整交付金の 拡充に関する請願(椎名悦三郎君紹介 (第三二〇号))	六七 同(稲村利幸君紹介)(第六〇六号)	九三 同(長谷川峻君紹介)(第六〇一号)
二〇 同(長谷雄幸久君紹介)(第七五号)	四八 保育事業振興に関する請願(井上泉君 紹介)(第三五四号)	六八 同(田中正巳君紹介)(第六〇七号)	九四 同外十五件(藤本孝雄君紹介)(第六〇 二号)
二一 同(鳩山邦夫君紹介)(第七六号)	四九 同(沖本泰幸君紹介)(第三八六号)	六九 同(塚原俊平君紹介)(第六〇八号)	九五 同(阿部末喜男君紹介)(第六四四号)
二二 同(東中光雄君紹介)(第七七号)	五〇 ハンセン氏病療養所の医療の充実整備 に関する請願(瀬野栄次郎君紹介)(第 三八四号)	七〇 同(辻英雄君紹介)(第六〇九号)	九六 同(石橋政嗣君紹介)(第六四五号)
二三 同(不破哲三君紹介)(第七七八号)	五一 同(田邊誠君紹介)(第四二七号)	七一 同外一件(坪川信三君紹介)(第六一〇 号)	九七 同(木島喜兵衛君紹介)(第六四六号)
二四 同(正森成二君紹介)(第七七九号)	五二 保育事業振興に関する請願(石田幸四 郎君紹介)(第五〇五号)	七二 同(中山利生君紹介)(第六一一号)	九八 同(柴田健治君紹介)(第六四七号)
二五 同(松本善明君紹介)(第七八〇号)	五三 同(鈴切康雄君紹介)(第五〇六号)	七三 同(野呂恭一君紹介)(第六一二号)	九九 同(古川喜一君紹介)(第六四八号)
二六 同(山田芳治君紹介)(第七八一号)	五四 同(川崎秀二君紹介)(第五六七号)	七四 同(服部安司君紹介)(第六一三号)	一〇〇 保育事業振興に関する請願(内海清君 紹介)(第七〇四号)
二七 同(山花貞夫君紹介)(第七八二号)		七五 同(古屋亨君紹介)(第六一四号)	
二八 同(依田実君紹介)(第七八三号)		七六 同外二件(宮崎茂一君紹介)(第六一五 号)	
二九 同(吉田之久君紹介)(第七八四号)		七七 同(武藤嘉文君紹介)(第六一六号)	
三〇 同(伊藤茂君紹介)(第七八五号)		七八 同(山下元利君紹介)(第六一七号)	
三一 同(池田克也君紹介)(第七八九号)		七九 同(湯川宏君紹介)(第六一八号)	
三二 同(中村重光君紹介)(第一〇〇号)		八〇 同(石原慎太郎君紹介)(第六四九号)	
三三 同(藤原ひろ子君紹介)(第一〇二号)			
三四 同(山本政弘君紹介)(第一〇二号)			

昭和五十二年六月九日 衆議院會議録第三十四号(一) 請願

- 一〇五 同(大野明君紹介)(第七四二号)
- 一〇六 同(大久保直彦君紹介)(第七四三号)
- 一〇七 同(辻英雄君紹介)(第七四四号)
- 一〇八 同外一件(登坂重次郎君紹介)(第七四五号)
- 一〇九 同(吉浦忠治君紹介)(第七四六号)
- 一一〇 同(古井喜實君紹介)(第七六三号)
- 一一一 同(梅野泰二君紹介)(第七九二号)
- 一一二 同(藤田高敏君紹介)(第七九三号)
- 一一三 難病対策に関する請願(唐沢俊二郎君紹介)(第七八六号)
- 一一四 同(倉石忠雄君紹介)(第七八七号)
- 一一五 同(中島衛君紹介)(第七八八号)
- 一一六 同(原茂君紹介)(第七八九号)
- 一一七 インドネシア地域等における戦没者の遺骨収集に関する請願(稻葉修君紹介)(第七九〇号)
- 一一八 ハンセン氏病療養所の医療の充実整備に関する請願(上原康助君紹介)(第七九五号)
- 一一九 難病対策に関する請願(羽田夜君紹介)(第八四三号)
- 一二〇 同(向山一人君紹介)(第八四四号)
- 一二一 同(清水勇君紹介)(第八四八号)
- 一二二 同(中村茂君紹介)(第八九九号)
- 一二三 同(小川平二君紹介)(第九五五号)
- 一二四 同(小坂善太郎君紹介)(第九五六号)
- 一二五 保育事業振興に関する請願(大西正男

- 君紹介)(第八五二号)
- 一二六 同(奥野誠亮君紹介)(第九〇六号)
- 一二七 同(左藤慧君紹介)(第九〇七号)
- 一二八 同(濱野清吾君紹介)(第九六一号)
- 一二九 同(村山富市君紹介)(第九六三号)
- 一三〇 ハンセン氏病療養所の医療の充実整備に関する請願(山口鶴男君紹介)(第九〇三号)
- 一三一 看護婦家政婦紹介所所属の看護婦、家政婦に労働保険適用に関する請願(家中曾根康弘君紹介)(第九五二号)
- 一三二 保育事業振興に関する請願(加地和君紹介)(第九九五号)
- 一三三 同(金子みつ君紹介)(第九九六号)
- 一三四 同外一件(川俣健二郎君紹介)(第九九七号)
- 一三五 同(石野久男君紹介)(第一〇七四号)
- 一三六 同(河上民雄君紹介)(第一一三六号)
- 一三七 同(北側義一君紹介)(第一一三七号)
- 一三八 同(西宮弘君紹介)(第一一三八号)
- 一三九 ハンセン氏病療養所の医療の充実整備に関する請願(浦井洋君紹介)(第一〇七一号)
- 一四〇 同(田中美智子君紹介)(第一〇七二号)
- 一四一 同(寺前慶君紹介)(第一〇七三号)
- 一四二 保育事業振興に関する請願(野田卯一君紹介)(第一三〇一号)
- 一四三 同外一件(平石磨作太郎君紹介)(第一

- 三〇二号)
- 一四四 ハンセン氏病療養所の医療の充実整備に関する請願(古寺宏君紹介)(第一三〇三号)
- 一四五 同(平石磨作太郎君紹介)(第一三〇四号)
- 一四六 ベーチェット病等の難病対策強化に関する請願(大村襄治君紹介)(第一三八八号)
- 一四七 難病対策に関する請願(井出一太郎君紹介)(第一三九〇号)
- 一四八 同(増田甲子七君紹介)(第一五〇六号)
- 一四九 看護婦家政婦紹介所所属の看護婦、家政婦に労働保険適用に関する請願(大村襄治君紹介)(第一三九四号)
- 一五〇 保育事業振興に関する請願(上原康助君紹介)(第一四五九号)
- 一五一 同(松永光君紹介)(第一四六〇号)
- 一五二 同(丹羽久章君紹介)(第一五〇七号)
- 一五三 ハンセン氏病療養所の医療の充実整備に関する請願(大橋敏雄君紹介)(第一五五五号)
- 一五四 保育事業振興に関する請願(西中清君紹介)(第一六二八号)
- 一五五 同(竹内勝彦君紹介)(第一七二七号)
- 一五六 同(小川省吾君紹介)(第一七五二号)
- 一五七 同(古川喜一君紹介)(第一七五三三号)
- 一五八 障害者の雇用及び生活保障等に関する

- 請願(枝村要作君紹介)(第一八八二号)
- 一五九 同(安島友義君紹介)(第一九七六号)
- 一六〇 同(大橋敏雄君紹介)(第一九七七号)
- 一六一 同(川本敏美君紹介)(第一九七八号)
- 一六二 同外二件(西田八郎君紹介)(第一九七九号)
- 一六三 同(村山富市君紹介)(第一九八〇号)
- 一六四 同(草川昭三君紹介)(第二〇三二号)
- 一六五 難病対策に関する請願(下平正一君紹介)(第一九七五号)
- 一六六 障害者の雇用及び生活保障等に関する請願(古寺宏君紹介)(第二〇二一号)
- 一六七 同(渡沢利久君紹介)(第二〇二二号)
- 一六八 同(浦井洋君紹介)(第二〇二六号)
- 一六九 同(田中美智子君紹介)(第二〇二七号)
- 一七〇 同(津川武一君紹介)(第二〇二八号)
- 一七一 保育事業振興に関する請願(金子一平君紹介)(第二一九四号)
- 一七二 同(羽生田進君紹介)(第二一九五号)
- 一七三 障害者の雇用及び生活保障等に関する請願(平石磨作太郎君紹介)(第二一九九号)
- 一七四 保育事業振興に関する請願(稻葉誠一君紹介)(第二三〇一号)
- 一七五 同(上村千一郎君紹介)(第二三九九号)
- 一七六 同(粕谷茂君紹介)(第二四〇〇号)
- 一七七 障害者の雇用及び生活保障等に関する請願(大原亨君紹介)(第二六〇六号)





三八 同(小川平二君紹介)(第七四九〇号)  
(建設委員会)

一 河川改修緊急整備に関する請願(唐沢俊二郎君紹介)(第八一九号)

二 同(倉石忠雄君紹介)(第八二〇号)

三 同(中島衛君紹介)(第八二二号)

四 同(原茂君紹介)(第八二二二号)

五 同(羽田孜君紹介)(第八六三三号)

六 同(向山一人君紹介)(第八六四号)

七 同(清水勇君紹介)(第九一九号)

八 同(中村茂君紹介)(第九二〇号)

九 同(小川平二君紹介)(第九七四号)

一〇 同(小坂善太郎君紹介)(第九七五号)

一一 同(井出太郎君紹介)(第一四一九号)

一二 同(増田甲子七君紹介)(第一五一五号)

一三 同(下平正一君紹介)(第一九八五号)

一四 身体障害者に対する有料道路料金減免に関する請願(澁徹郎君紹介)(第三六一〇号)

(災害対策特別委員会)

一 冷害防止対策の確立に関する請願(椎名悦三郎君紹介)(第三三八号)

(石炭対策特別委員会)

一 炭鉱離職者緊急就労対策事業の継続実施に関する請願(坂本恭一君紹介)(第四五八号)

(公害対策並びに環境保全特別委員会)

一 早池峰国定公園の指定促進に関する請願

二 願(椎名悦三郎君紹介)(第三三九号)  
(沖繩及び北方問題に関する特別委員会)

一 北方領土復帰実現に関する請願外一件(本名武君紹介)(第六七〇号)

(ロッキード問題に関する調査特別委員会)

一 ロッキード事件の徹底解明に関する請願(正森成二君紹介)(第八三四号)

追加分の請願

(地方行政委員会)

一 地方財政対策の強化に関する請願(椎名悦三郎君紹介)(第二七〇号)

二 地方財政の強化に関する請願(椎名悦三郎君紹介)(第二七九七号)

(文教委員会)

一 国立能楽堂の早期設立に関する請願外二十件(坂田道太君紹介)(第一四号)

二 進学希望者に高等学校教育保障に関する請願外一件(有島重武君紹介)(第一三〇号)

三 国立能楽堂の早期設立に関する請願(奥田敬和君紹介)(第二九六号)

四 同(井岡清一君紹介)(第三四八号)

五 教職員定数の配当基準改善に関する請願(倉石忠雄君紹介)(第七七九号)

六 同(中島衛君紹介)(第七八〇号)

七 同(原茂君紹介)(第七八一号)

八 同(羽田孜君紹介)(第八三八号)

九 同(向山一人君紹介)(第八三九号)

一〇 同(清水勇君紹介)(第八九二号)

一一 同(中村茂君紹介)(第八九三三号)

一二 同(小川平二君紹介)(第九四四号)

一三 同(小坂善太郎君紹介)(第九四五号)

一四 国立能楽堂の早期設立に関する請願(森喜朗君紹介)(第八九四号)

一五 同(森喜朗君紹介)(第九四六号)

一六 病慮弱養護学校の校地取得等に関する請願(小坂善太郎君紹介)(第九四三三号)

一七 公立学校施設整備に対する国庫補助単価の引き上げ等に関する請願(山中貞則君紹介)(第一〇四六号)

一八 私立学校助成措置に関する請願(山中貞則君紹介)(第一〇四七号)

一九 養護教諭の配置に関する請願(山中貞則君紹介)(第一〇四八号)

二〇 人口急増地域の教育施設充実に関する請願(宮地正介君紹介)(第一二八八号)

二一 教職員定数の配当基準改善に関する請願(井出太郎君紹介)(第一三六六号)

二二 同(増田甲子七君紹介)(第一四八六号)

二三 同(下平正一君紹介)(第一九五〇号)

二四 国立能楽堂の早期設立に関する請願外二十五件(河野洋平君紹介)(第二〇一九号)

二五 同(森喜朗君紹介)(第二〇二〇号)

二六 同外十件(園田直君紹介)(第二二八二号)

号)

二七 学校災害補償法の制定に関する請願(椎名悦三郎君紹介)(第二八一六号)

二八 国立能楽堂の早期設立に関する請願(嶋崎謙君紹介)(第二八一七号)

二九 三重県明和町の斎王宮址の保存、整備に関する請願(角屋堅次郎君紹介)(第三三〇四号)

三〇 同(中井治君紹介)(第三三〇五号)

三一 同(長谷川正三君紹介)(第三三〇六号)

三二 同(河野洋平君紹介)(第三三〇一号)

三三 同(坂口力君紹介)(第三五〇二号)

三四 同(山原健二郎君紹介)(第三五〇三三号)

三五 学校教育の充実に関する請願(山原健二郎君紹介)(第五四九二号)

三六 学校災害補償制度確立に関する請願(山原健二郎君紹介)(第五六六六号)

三七 児童、生徒の視力低下予防対策等に関する請願(有島重武君紹介)(第五八七四号)

三八 学校災害補償法の制定に関する請願(井出太郎君紹介)(第五八八一号)

三九 同(中島衛君紹介)(第五八八二二号)

四〇 同(羽田孜君紹介)(第五八八三三三号)

四一 同(増田甲子七君紹介)(第五八八四四四号)

四二 同(向山一人君紹介)(第五八八五五五号)

四三 同(小坂善太郎君紹介)(第六一三〇〇号)

四四 同(清水勇君紹介)(第六一三一一号)



- 一三、外国為替に関する件
  - 一四、国有財産に関する件
  - 一五、専売事業に関する件
  - 一六、印刷事業に関する件
  - 一七、造幣事業に関する件
- 文教委員会
- 一、文教行政の基本施策に関する件
  - 二、学校教育に関する件
  - 三、社会教育に関する件
  - 四、体育に関する件
  - 五、学術研究及び宗教に関する件
  - 六、国際文化交流に関する件
  - 七、文化財保護に関する件

- 社会労働委員会
- 一、健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)
  - 二、母子家庭の母等である勤労婦人の雇用の促進に関する特別措置法案(枝村要作君外五名提出、衆法第四七号)
  - 三、厚生関係の基本施策に関する件
  - 四、労働関係の基本施策に関する件
  - 五、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
  - 六、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

- 農林水産委員会
- 一、農林水産業の振興に関する件
  - 二、農林水産物に関する件

- 三、農林水産業団体に關する件
  - 四、農林水産金融に關する件
  - 五、農林漁業災害補償制度に關する件
- 商工委員会

- 一、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に關する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に關する特別措置法案(内閣提出第三〇号)
- 二、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(松本忠助君外三名提出、衆法第九号)

- 三、小規模事業者生業安定資金融通特別措置法案(松本忠助君外三名提出、衆法第一〇号)
- 四、伝統的工芸品産業の振興に關する法律の一部を改正する法律案(松本忠助君外三名提出、衆法第四二号)

- 五、通商産業の基本施策に關する件
  - 六、中小企業に關する件
  - 七、資源エネルギーに關する件
  - 八、特許及び工業技術に關する件
  - 九、経済の計画及び総合調整に關する件
  - 一〇、私的独占の禁止及び公正取引に關する件
- 運輸委員会
- 一、地方陸上交通事業維持整備法案(久保三郎君外三十八名提出、衆法第二四号)

- 二、中小民営交通事業者の経営基盤の強化に關する臨時措置法案(久保三郎君外三十八名提出、衆法第二五号)
- 三、交通事業における公共割引の国庫負担に關する法律案(久保三郎君外三十八名提出、衆法第二六号)
- 四、中小民営交通事業金融公庫法案(久保三郎君外三十八名提出、衆法第二七号)
- 五、国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一号)
- 六、陸運に關する件
- 七、海運に關する件
- 八、航空に關する件
- 九、日本国有鉄道の経営に關する件
- 一〇、港灣に關する件
- 一一、海上保安に關する件
- 一二、観光に關する件
- 一三、気象に關する件

- 通信委員会
- 一、通信行政に關する件
  - 二、郵政事業に關する件
  - 三、郵政監察に關する件
  - 四、電気通信に關する件
  - 五、電波監理及び放送に關する件

- 一、住宅基本法案(岡本富夫君外二名提出、衆法第七号)

- 二、公営住宅法の一部を改正する法律案(岡本富夫君外二名提出、衆法第八号)
- 三、住宅保障法案(下平正一君外六名提出、衆法第三三号)
- 四、日本住宅公団法の一部を改正する法律案(岡本富夫君外二名提出、衆法第四八号)
- 五、建設行政の基本施策に關する件
- 六、都市計画に關する件
- 七、河川に關する件
- 八、道路に關する件
- 九、住宅に關する件
- 一〇、建築に關する件
- 一一、国土行政の基本施策に關する件

- 予算委員会
- 一、予算の実施状況に關する件
- 決算委員会
- 一、昭和五十年年度一般会計歳入歳出決算
  - 二、昭和五十年年度特別会計歳入歳出決算
  - 三、昭和五十年年度国税収納金整理資金受払計算書
  - 四、昭和五十年年度政府関係機関決算書
  - 五、昭和五十年年度国有財産増減及び現在額總計算書
  - 六、昭和五十年年度国有財産無償貸付状況總計算書
  - 七、昭和五十年年度国有財産増減及び現在額總計算書
  - 八、国有財産の増減及び現況に關する件
  - 九、政府関係機関の経理に關する件

- 一〇、六九

昭和五十二年六月九日 衆議院會議録第三十四号(一) 各委員会閉会中審査申出案件 朗読を省略した議長の報告

七、国が資本金を出資している法人の会計に  
関する件

八、国または公社が直接または間接に補助  
金、奨励金、助成金等を交付したまたは貸付  
金、損失補償等の財政援助を与えているも  
のの会計に関する件

議院運営委員会

一、国会法等改正に関する件

二、議長よりの諮問事項

三、その他議院運営委員会の所管に属する事  
項

災害対策特別委員会

一、災害対策に関する件

公職選挙法改正に関する調査特別委員会

一、公職選挙法改正に関する件

科学技術振興対策特別委員会

一、原子力基本法等の一部を改正する法律案  
(内閣提出第二五号)

二、日本原子力船開発事業法の一部を改正  
する法律案(内閣提出第二二二号)

三、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規  
制に関する法律の一部を改正する法律案  
(内閣提出第七五号)

四、科学技術振興対策に関する件

石炭対策特別委員会

一、石炭対策に関する件

公害対策並びに環境保全特別委員会

一、環境影響事前評価による開発事業の規制

に関する法律案(土井たか子君外四名提  
出、衆法第三四号)

二、環境影響事前評価による開発事業の規制  
に関する法律案(古寺宏君外二名提出、衆  
法第三九号)

三、公害対策並びに環境保全に関する件

一、物価問題等に関する特別委員会

交通安全対策特別委員会

一、交通安全対策に関する件

沖繩及び北方問題に関する特別委員会

一、沖繩及び北方問題に関する件

ロッキード問題に関する調査特別委員会

一、ロッキード問題に関する件

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る七日、参議院議長から、国会において承  
認することを議決した次の件を内閣に送付した  
旨の通知書を受領した。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定  
に基づき、国会の承認を求めるの件(鉄道労働  
組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定  
に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働  
組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定

に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄動力  
車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定  
に基づき、国会の承認を求めるの件(全国鉄施  
設労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定  
に基づき、国会の承認を求めるの件(全国鉄動  
力車労働組合連合会関係)

(政府委員退任)

一、去る七日、福田内閣総理大臣から保利議長あ  
りて、七日付をもって公安調査庁長官富田康次は  
名古屋高等検察庁検事長に、公安調査庁次長山  
室章は公安調査庁長官にそれぞれ任命されたの  
で政府委員としての資格を失った旨の通知を受  
領した。

(理事補欠選任)

一、去る七日、予算委員会において、次のとおり  
理事を補欠選任した。

理事 田中 正巳君(理事田中正巳君去る四  
月十四日委員辞任につきその補欠)

一、昨八日、常任委員会において、次のとおり理  
事を補欠選任した。

外務委員会  
理事 渡辺 朗君(理事中村正雄君昨八日  
農林水産委員会  
理事 山崎平八郎君(理事森清君昨八日理事  
辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)  
一、去る六日、議長において、次のとおり常任委  
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

上田 卓三君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君

井上 一成君



昭和五十二年六月九日 衆議院會議録第三十四号(一) 朗読を省略した議長の報告

一〇七二

前田治一郎君 北川 石松君  
 中村 重光君 日野 市朗君

一、今九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 補欠  
 岩垂寿喜男君 小川 仁一君  
 小川 仁一君 岩垂寿喜男君

社会労働委員

辞任 補欠  
 波沢 利久君 岩垂寿喜男君  
 岩垂寿喜男君 波沢 利久君

議院運営委員

辞任 補欠  
 渡部 恒三君 中村 弘海君  
 中村 弘海君 渡部 恒三君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任 補欠  
 瀬長亀次郎君 東中 光雄君  
 東中 光雄君 瀬長亀次郎君

ロッキード問題に関する調査特別委員

辞任 補欠  
 鳥居 一雄君 宮井 泰良君  
 加地 和君 川合 武君  
 宮井 泰良君 鳥居 一雄君

川合 武君 加地 和君

(条約送付)

一、去る六日、参議院に送付した条約は次のとおりである。

北西太平洋のソヴェト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件

(議案送付)  
 一、去る六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めめるの件(鉄道労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めめるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めめるの件(国鉄動力車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めめるの件(全国鉄施設労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めめるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)

(回付議案受領)

一、今九日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)  
 一、去る七日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めめるの件(鉄道労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めめるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めめるの件(国鉄動力車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めめるの件(全国鉄施設労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めめるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)

(質問書提出)  
 一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

航空燃料輸送パイプラインに係る道路占用許可

及び標識板建植に関する質問主意書(木原実君提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖繩県の石油パイプライン等の現状に関する質問主意書(木原実君提出)

一、昨八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

伊達火力発電所パイプライン建設に伴う農業問題に関する質問主意書(小川国彦君提出)

(答弁書受領)  
 一、去る七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員小川国彦君提出新東京国際空港の営業者に関する質問に対する答弁書

新東京国際空港の営業者に関する質問主意書  
 右の質問主意書を提出する。

昭和五十二年五月二十七日  
 提出者 小川 国彦

衆議院議長 保利 茂殿  
 新東京国際空港の営業者に関する質問主意書

運輸省及び新東京国際空港公団は、成田空港開港に係る諸準備はすでに完了に近いとして十一月開港を目指しているという。

しかし、これまでの過程には、用地の取得等その業務の内容が国民に公表されずに多くの疑惑を残しているものも決して少なくない。

成田空港内において飲食・物品販売等を営む業者の選定についても、国会審議等を通じその内容の公表を求めて来たが、その内容はいまだに十分に公表されていない。

もし、その内容が公正なものであり、国民の批判に耐え得るものであれば、積極的にその内容を公表するのが運輸省、新東京国際空港公園の義務でもあると考え、以下質問する。

一 新東京国際空港施設内において飲食・物品販売等の営業をなさんとする者の選定の方法は公募によるものか。それともその他の方法によるものか。公募以外の方法によるものとするならば、その選定の方法を明らかにされたい。

二 もし公募によるものとするならば以下その内容を明らかにされたい。

- (1) 公募の予告期日とその方法
  - (2) 公募者の氏名
  - (3) 公募締切りの期日、応募者数及び選考結果の公表の期日・方法
  - (4) 選考の基準細目
  - (5) 選考に当たつた者の氏名及び役職
- 三 営業を許可された者のすべてについて飲食・物品販売等の業種別及び地元、羽田からの移転、その他に分けて、以下明らかにされたい。
- (1) 会社名、資本金、所在地、代表者と役員一覧
  - (2) 空港内の配置図及び面積
- 四 業者に内装費等の負担を求めたと聞くが、その

の事実の有無、もしその事実があつたとすれば、経費の名目、業者ごとにその金額と受納の時期について明らかにされたい。

昭和五十二年六月七日

内閣総理大臣 福田 赳夫

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議員小川国彦君提出新東京国際空港の営業者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小川国彦君提出新東京国際空港の営業者に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御質問の事業者の選定は、公募によらず、事業を希望する者の中から、当該事業が空港利用者の利便を確保するために必要なものであること、当該希望者が当該事業に関する資力、信用、知識、経験その他の事業遂行能力を有すること等を基準として行うこととし、この場合において、地元民等に対しては、その適性に応じ優先的に配慮をすることとして承知している。

三について

御質問の事業者については、現在、おおむね内定しているが、個々の会社名等については、新東京国際空港公園において、今後適当な時期

に公表する意向であると聞いている。四について

事業に必要な給排水等の設備工事の一部について事業者の費用負担により新東京国際空港公園が工事を実施することとし、昭和四十七年度以降、その費用につき支払を受けたものであると承知している。

右答弁する。

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和五十二年六月九日

衆議院議長 河野 謙三

衆議院議長 保利 茂殿

(修正に係る条文を掲ぐ。小字は修正)

(労働安全衛生法の一部改正)

第一条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十四条の五」に改める。

第二条第三号中「行なう」を「行う」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 化学物質 元素及び化合物をいう。

第三条第一項中「単に」の下に「この法律で定める」を加える。

第十一条に次の一項を加える。

3 労働基準監督署長は、前項の規定により安全管理者の解任を命じようとするときは、あらかじめ、事業者及び当該安全管理者にその理由を通知し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

第十二条第二項中「前条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第十五条に次の一項を加える。

4 第十条第三項の規定は、統括安全衛生責任者の業務の執行について準用する。この場合において、同項中「事業者」とあるのは、「当該統括安全衛生責任者を選任した事業者」と読み替えるものとする。

第二十八条の見出し中「及び望ましい作業環境の標準」を「等」に改め、同条第三項中「前二項の規定により」を「前三項の規定により」に改め、「技術上の指針」の下に「労働者の健康障害を防止するための指針」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 労働大臣は、次の化学物質で労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表するものとする。

一 第五十七条の二第四項の規定による勧告又は第五十七条の三第一項の規定による指示に係る化学物質

二 前号に掲げる化学物質以外の化学物質で、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるもの

第四十四条の見出しを「個別検定」に改め、同条第一項中「機械等のうち」を「機械等(次条第一項に規定する機械等を除く。の)のうち、その構造、性能等を考慮して」に改め、「当該機械等について」を削り、「検定代行機関」を「個別検定代行機関」に、「行なう」を「個々に行う当該機械等についての」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「附されていない」を「付されていない」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「検定」を「個別検定」に、「附し」を「付し」、「附してはならない」を「付してはならない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の検定(以下「検定」という。)」を「個別検定」に、「当該検定」を「当該個別検定」に、「附さなければならぬ」を「付さなければならぬ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 労働大臣、都道府県労働基準局長又は個別検定代行機関は、前項の規定による検定(以下「個別検定」という。)を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る機械等が労働省令で定める基準に適合している

と認めるときでなければ、当該機械等を個別検定に合格させてはならない。

第四十四条の次に次の見出し及び二条を加える。

(型式検定)

第四十四条の二 第四十二条の機械等のうち、個別検定によることが適当でない機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、労働省令で定めるところにより、労働大臣又は労働大臣の指定する者(以下「型式検定代行機関」という。)が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない。

2 労働大臣又は型式検定代行機関は、前項の規定による検定(以下「型式検定」という。)を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等が労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該型式を型式検定に合格させてはならない。

3 労働大臣又は型式検定代行機関は、型式検定に合格した型式について、型式検定合格証を申請者に交付する。

4 型式検定を受けた者は、当該型式検定に合格した型式の機械等を製造し、又は輸入したときは、当該機械等に、労働省令で定めるところにより、型式検定に合格した型式の機械等である旨の表示を付さなければならない。

5 型式検定に合格した型式の機械等以外の機械等には、前項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

6 第一項の機械等で、第四項の表示が付されていないものは、使用してはならない。

第四十四条の三 型式検定合格証の有効期間(次項の規定により型式検定合格証の有効期間が更新されたときにあつては、当該更新された型式検定合格証の有効期間)は、前条第一項の機械等の種類に応じて、労働省令で定める期間とする。

2 型式検定合格証の有効期間の更新を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、型式検定を受けなければならない。

第四十五条に次の三項を加える。

2 事業者は、前項の機械等で政令で定められるものについて同項の規定による自主検査のうち労働省令で定める自主検査(以下「特定自主検査」という。)を行うときは、その使用する労働者で労働省令で定める資格を有するもの又は第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者(以下「検査業者」という。)を実施させなければならない。

3 労働大臣は、第一項の規定による自主検査の適切かつ有効な実施を図るため必要な自主検査指針を公表するものとする。

4 労働大臣は、前項の自主検査指針を公表し

た場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは検査業者又はこれらの団体に對し、当該自主検査指針に關し必要な指導等を行うことができる。

第四十六条第一項中「この条」の下に「及び第五十三条」を加え、「行なう」を「行おう」に、「行なう」を「行う」に改める。

第五十四条(見出しを含む。)中「検定代行機関」を「個別検定代行機関」に、「検定」を「個別検定」に改め、第五章第一節中同条の次に次の四条を加える。

(型式検定代行機関)

第五十四条の二 第四十四条の二第一項の規定による指定は、労働省令で定める区分ごとに全国を通じて一を限り、型式検定を行おうとする者の申請により行う。

2 第四十六条第二項及び第三項並びに第四十七条から第五十三条までの規定は、型式検定代行機関に關して準用する。この場合において、第四十六条第二項各号列記以外の部分中「指定」とあるのは「第四十四条の二第一項の規定による指定(以下この条及び第五十三条において「指定」という。)」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十四条の二第一項」と、第四十七条、第四十八条第一項及び第三項、第四十九条、第五十一条第一項、第五十二条並びに第五十三条第二項中「性能検査」とあるのは「型式検定」と、第五十一条中「検査

員」とあるのは「検定員」と読み替えるものと  
する。

(検査業者)

第五十四条の三 検査業者にならうとする者  
は、労働省令で定めるところにより、労働省  
又は都道府県労働基準局に備える検査業者名  
簿に、氏名又は名称、住所その他労働省令で  
定める事項の登録を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項  
の登録を受けることができない。

一 第四十五条第一項若しくは第二項の規定  
若しくはこれらの規定に基づく命令に違反  
し、又は第五十四条の五第二項の規定によ  
る命令に違反して、罰金以上の刑に処せら  
れ、その執行を終わり、又は執行を受ける  
ことがなくなつた日から起算して二年を経  
過しない者

二 第五十四条の五第二項の規定により登録  
を取り消され、その取消の日から起算し  
て二年を経過しない者

三 法人で、その業務を行う役員のうち第  
一号に該当する者があるもの  
3 第一項の登録は、検査業者にならうとする  
者の申請により行ふ。

4 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前  
項の申請が労働省令で定める基準に適合して  
いると認めるときでなければ、第一項の登録  
をしてはならない。

5 事業者その他の関係者は、検査業者名簿の  
閲覧を求めることができる。

第五十四条の四 検査業者は、他人の求めに応  
じて特定自主検査を行うときは、労働省令で  
定める資格を有する者にこれを実施させなけ  
ればならない。

第五十四条の五 労働大臣又は都道府県労働基  
準局長は、検査業者が第五十四条の三第二項  
第一号又は第三号に該当するに至つたとき  
は、その登録を取り消さなければならない。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、検  
査業者が次の各号のいずれかに該当するに至  
つたときは、その登録を取り消し、又は六月  
を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検  
査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる  
ことができる。

一 第五十四条の三第四項の基準に適合しな  
くなつたと認められるとき。

二 前条の規定に違反したとき。

三 第一百零一条第一項の条件に違反したとき。  
第五十七条の見出しを「(表示等)」に改め、同  
条中「前条第一項の物を」の下に「容器に入れ、  
又は包装して、」を加え、「容器(容器に入れな  
い)で譲渡し、又は提供するときにあつては、その  
包装、以下同じ。」を「容器又は包装(容器に入  
れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供する  
ときにあつては、その容器)」に、「容器のうちを」  
「容器又は包装のうち」に改め、同条に次の一項  
を加える。

2 前項の政令で定める物又は前条第一項の物  
を前項に規定する方法以外の方法により譲渡  
し、又は提供する者は、労働省令で定めると  
ころにより、同項各号の事項を記載した文書  
を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しな  
ければならない。

第五十七条の次に次の三条を加える。  
(化学物質の有害性の調査)

第五十七条の二 化学物質による労働者の健康  
障害を防止するため、既存の化学物質として  
政令で定める化学物質(第三項の規定により  
その名称が公表された化学物質を含む。)以外  
の化学物質(以下この条において「新規化学物  
質」という。)を製造し、又は輸入しようとする  
事業者は、あらかじめ、労働省令で定める有  
害性の調査(当該新規化学物質が労働者の健  
康に与える影響についての調査をいう。以下  
この条において同じ。)を行い、労働省令で定  
めるところにより、当該新規化学物質の名  
称、有害性の調査の結果その他の事項を労働  
大臣に届け出なければならない。ただし、次  
の各号のいずれかに該当するときその他政令  
で定める場合は、この限りでない。

一 当該新規化学物質に関し、労働省令で定  
めるところにより、当該新規化学物質につ  
いて予定されている製造又は取扱いの方法  
等からみて労働者が当該新規化学物質にさ

らされるおそれがない旨の労働大臣の確認  
を受けたとき。

二 当該新規化学物質に関し、労働省令で定  
めるところにより、既に得られている知見  
等に基づき労働省令で定める有害性がない  
旨の労働大臣の確認を受けたとき。

三 当該新規化学物質を試験研究のため製造  
し、又は輸入しようとするとき。

四 当該新規化学物質が主として一般消費者  
の生活の用に供される製品(当該新規化学  
物質を含有する製品を含む。)として輸入さ  
れる場合で、労働省令で定めるとき。

2 有害性の調査を行つた事業者は、その結果  
に基づいて、当該新規化学物質による労働者  
の健康障害を防止するため必要な措置を速や  
かに講じなければならない。

3 労働大臣は、第一項の規定による届出があ  
つた場合(同項第二号の規定による確認をし  
た場合を含む。)には、労働省令で定めるとこ  
ろにより、当該新規化学物質の名称を公表す  
るものとする。

4 労働大臣は、第一項の規定による届出があ  
つた場合には、労働省令で定めるところによ  
り、有害性の調査の結果について学識経験者  
の意見を聴き、当該届出に係る化学物質によ  
る労働者の健康障害を防止するため必要があ  
ると認めるときは、届出をした事業者に対  
し、施設又は設備の設置又は整備、保護具の

備付けその他の措置を講ずべきことを勧告することができる。

5 前項の規定により有害性の調査の結果について意見を求められた学識経験者は、当該有害性の調査の結果に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、労働者の健康障害を防止するためを得たときは、この限りでない。

第五十七条の三 労働大臣は、化学物質で、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものについて、当該化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要があるとき、労働省令で定めるところにより、当該化学物質を製造し、輸入し、又は使用している事業者その他労働省令で定める事業者に対し、政令で定める有害性の調査(当該化学物質が労働者の健康障害に及ぼす影響についての調査をいう。)を行い、その結果を報告すべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示は、化学物質についての有害性の調査に関する技術水準、調査を実施する機関の整備状況、当該事業者の調査の能力等を総合的に考慮し、労働大臣の定める基準に従つて行ふものとする。

3 労働大臣は、第一項の規定による指示を行うおうとするときは、あらかじめ、労働省令で定めるところにより、学識経験者の意見を聴かなければならない。

4 第一項の規定による有害性の調査を行つた事業者は、その結果に基づいて、当該化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない。

5 第三項の規定により第一項の規定による指示について意見を求められた学識経験者は、当該指示に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、労働者の健康障害を防止するためを得たときは、この限りでない。

(国の援助等)  
第五十七条の四 国は、前二条の規定による有害性の調査の適切な実施に資するため、化学物質について、有害性の調査を実施する施設

の整備、資料の提供その他必要な援助に努めるほか、自ら有害性の調査を実施するよう努めるものとする。  
第五十八条の見出し中「有害性の」を「事業者の行うべき」に改め、同条中「化学薬品」を「化学物質」に改める。

第六十五条に次の一項を加える。  
6 事業者は、第一項又は前項の規定による作業環境測定の結果、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない。

第六十六条第六項中「前項ただし書」を「第五項ただし書」に改め、「短縮」の下に「等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設

備の設置又は整備」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 事業者は、労働省令で定めるところにより、第一項から第四項まで及び前項ただし書の規定による健康診断の結果を記録しておくなければならない。

第六十七条第一項中「離職の際に」の下に「又は離職の後に」を加える。

第七十一条中「第六十五条の」を削り、「第六十六条及び第六十七条の」を「労働者に対する健康診断」に改める。  
第七十五条の見出しを「(免許試験)」に改め、同条第二項中「免許試験」の下に「(以下「免許試験」という。)」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「第一項の」及び「同項の」を削り、同条の次に次の十一項を加える。

(指定試験機関の指定)  
第七十五条の二 労働大臣は、労働省令で定めるところにより、労働大臣の指定する者(以下「指定試験機関」という。)に前条第一項の規定により都道府県労働基準局長が行う免許試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の規定による指定(以下第七十五条の十二までにおいて「指定」という。)は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 都道府県労働基準局長は、第一項の規定により指定試験機関が試験事務の全部又は一部を行うこととされたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。(指定の基準)

第七十五条の三 労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。  
一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 経理的及び技術的な基礎が、前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。

2 労働大臣は、前条第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。  
一 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者が行う試験事務以外の業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく

なつた日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者が第七十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうち、第三号に該当する者があること。

六 申請者の役員のうち、次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者があること。

(役員を選任及び解任)

第七十五条の四 指定試験機関の役員を選任及び解任は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(これに基づく命令又は処分を含む)若しくは第七十五条の六第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。

(免許試験員)

第七十五条の五 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、免許を受ける者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に關する事務については、免許試験員に行わせなければならない。

なければならない。

2 指定試験機関は、免許試験員を選任しようとするときは、労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、免許試験員を選任したときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣にその旨を届け出なければならない。免許試験員に変更があつたときも、同様とする。

4 労働大臣は、免許試験員が、この法律(これに基づく命令又は処分を含む)若しくは次条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該免許試験員の解任を命ずることができる。

(試験事務規程)

第七十五条の六 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に關する規程(以下この条及び第七十五条の十一第二項第四号において「試験事務規程」という。)を定め、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、労働省令で定める。  
3 労働大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に

対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第七十五条の七 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、労働大臣に提出しなければならない。

(秘密保持義務等)

第七十五条の八 指定試験機関の役員若しくは職員(免許試験員を含む)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員(免許試験員を含む)は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(監督命令)

第七十五条の九 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令を命ずることができる。

(試験事務の休廃止)

第七十五条の十 指定試験機関は、労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。(指定の取消し等)

第七十五条の十一 労働大臣は、指定試験機関が第七十五条の三第二項第三号又は第五号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第七十五条の三第二項第六号に該当するとき。
  - 二 第七十五条の四第二項、第七十五条の五第四項、第七十五条の六第三項又は第七十五条の九の規定による命令に違反したとき。
  - 三 第七十五条の五第一項から第三項まで、第七十五条の七又は前条の規定に違反したとき。
  - 四 第七十五条の六第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。
  - 五 第一百零一条第一項の条件に違反したとき。
- (都道府県労働基準局長による免許試験の実

昭和五十二年六月九日 衆議院會議録第三十四号(一) 労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案(参議院回付)

施)

第七十五条の十二 都道府県労働基準局長は、指定試験機関が第七十五条の十の規定による労働大臣の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により労働大臣が指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとする。

2 都道府県労働基準局長が前項の規定により試験事務を自ら行う場合、指定試験機関が第七十五条の十の規定による労働大臣の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、又は前条の規定により労働大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項については、労働省令で定める。

第七十七条第一項中「以下この条及び第百十二條第十二号」を「第百十二條第一項第十二号」に、「行なおう」を「行おう」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に、「以下」を「第九十六條第二項及び第百十二條第一項第二号において」に、「第四十六條第三項」を「第四十六條第二項各号列記以外の部分中」指定」とあるのは「第七十七條第一項に規定する指

定(以下この条及び第五十三條において「指定」という。))と、同条第三項、」に改める。

第八十七條第一項中「明治二十九年法律第八十九号」を削る。

第九十三條第三項中「第五十六條第一項の許可」の下に、「第五十七條の二第四項の規定による勸告、第五十七條の三第一項の規定による指示」を加え、「に關する事務」を削る。

第九十六條第二項中「若しくは検定代行機関又は指定教習機関」を、「個別検定代行機関、型式検定代行機関、検査業者、指定試験機関又は指定教習機関(以下「検査代行機関等」という。))」に改め、同条第三項中「前二項を」前「三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県労働基準局長は、労働衛生指導医を前条第二項の規定による事務に参画させるため必要があると認めるときは、当該労働衛生指導医をして事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は作業環境測定若しくは健康診断の結果の記録その他の物件を検査させることができる。

第百條第二項中「検査代行機関、検定代行機関又は指定教習機関」を「検査代行機関等」に改める。

第百三條第二項中「検査代行機関、検定代行機関又は指定教習機関」を「検査代行機関等」に、「検定」を「個別検定、型式検定、特定自主検

査、免許試験、」に改める。

第百四條中「第六十六條第一項から第四項までの」を「第六十五條第六項及び第六十六條第一項から第四項までに規定する」に改める。

第百五條第一項中「第五十四條」の下に、「第五十四條の二第二項」を、「場合を含む。」の下に、「第五十四條の五第二項」を、「第七十四條第二項」の下に、「第七十五條の十一第二項」を加え、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第百六條中「国は」の下に、「第五十七條の四」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第百八條の次に次の一條を加える。  
(疫学的調査等)

第百八條の二 労働大臣は、労働者がさらされる化学物質等又は労働者の従事する作業と労働者の疾病との相関関係をは握するため必要があると認めるときは、疫学的調査その他の調査(以下この条において「疫学的調査等」という。)を行うことができる。

2 労働大臣は、疫学的調査等の実施に関する事務の全部又は一部を、疫学的調査等について専門的知識を有する者に委託することができる。

3 労働大臣又は前項の規定による委託を受けた者は、疫学的調査等の実施に關し必要があると認めるときは、事業者、労働者その他の関係者に対し、質問し、又は必要な報告若し

くは書類の提出を求めることができる。

4 第二項の規定により労働大臣が委託した疫学的調査等の実施の事務に従事した者は、その実施に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、労働者の健康障害を防止するためを得ないときは、この限りでない。

第百十條第一項中「又は指定」を、「指定又は登録」に、「附し」を「付し」に改め、同条第二項中「又は指定」を、「指定又は登録」に改める。

第百十一條の見出しを「(不服申立て)」に改め、同条中「又は検定」を、「個別検定、型式検定又は免許試験」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定試験機関が行う試験事務に係る処分(免許試験の結果についての処分を除く。)又はその不作為については、労働大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

第百十二條中「手数料を」の下に「(国)指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては、指定試験機関)に」を加え、同条第一号中「(第七十五條第一項の免許試験に合格した者を除く。))」を削り、同条第二号及び第六号中「行なう」を「行う」に改め、同条第七号中「検定(検定代行機関が行なうものを除く。))」を「個別検定(個別検定代行機関が行なうものを除く。))」に改め、同号の次に次の二號を加える。  
七の二 型式検定(型式検定代行機関が行なうものを除く。))を受けようとする者

七の三 第五十四条の三第一項の登録を受けようとする者

第百十二条第十一号中「第七十五条第一項の」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

第百十二条の次に次の一条を加える。

(公示)

第百十二条の二 労働大臣は、次の場合には、労働省令で定めるところにより、その旨を官報で告示しなければならない。

一 第四十一条第二項、第四十四条第一項、

第四十四条の二第一項又は第七十五条の二第一項の規定による指定をしたとき。

二 第四十九条(第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。)の二第二項において準用する場合を含む。又は第七十五条の十一第一項の規定による取消をしたとき。

三 第五十三条第一項(第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。)又は第七十五条の十一第一項の規定による取消をしたとき。

四 第五十三条第二項(第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。)又は第七十五条の十一第二項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 第七十五条の十二第一項の規定により都道府県労働基準局長が試験事務の全部若しくは一部を自ら行いものとするとき、又は同項の規定により都道府県労働基準局長が自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないものとするとき。

第百十六条中「三十万円」を「二百万円」に改める。

第百十七条中「第五十六条第一項」を「第四十四条の二第一項、第五十六条第一項、第七十五条の八第一項」に、「十万円」を「五十万円」に改める。

第百十八条中「第五十四条」の下に、「第五十四条の二第二項」を、「場合を含む。」の下に「第五十四条の五第二項又は第七十五条の十一第二項」を加え、「検査代行機関、検定代行機関又は指定教習機関」を「検査代行機関等に、「十万円」を「五十万円」に改める。

第百十九条中「五万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第四十四条第四項、第五十六条第三項若しくは第四項」を「第四十四条第五項、第四十四条の二第六項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の二第五項、第五十七条の三第五項」に、「又は第百四条」を、「第百四条又は第百八条の二第四項」に改め、同条第三号中「第五十七条」を「第五十七条第一項」に、「又は」を若しくはに、「した者」を「し、又は同条第二項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した者」に改める。

第百二十条中「五万円」を「三十万円」に改め、

同条第一号中「第四十四条第三項、第四十五条」を「第四十四条第四項、第四十四条の二第五項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十七条の二第一項」に改め、「第六十六条第一項から第三項まで」の下に「若しくは第六項」を加え、同条第二号中「場合を含む。」の下に、「第五十七条の三第一項」を加え、同条第三号中「第四十四条第二項」を「第四十四条第三項又は第四十四条の二第四項」に改め、同条第四号中「第九十六条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第百二十一条中「検査代行機関、検定代行機関又は指定教習機関」を「検査代行機関等に、「五万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第五十四条」の下に「及び第五十四条の二第二項」を、「場合を含む。」の下に「又は第七十五条の十」を加え、「又は検定」を、「個別検定、型式検定又は試験事務」に改める。

衆議院会議録第三十二号中正誤

ベシ 段行 誤  
ニ末 一般的に 正  
四 五 日ノ協定 ソ日協定

衆議院会議録第三十三号中正誤  
ベシ 段行 誤  
四 三 二 時代へと 時代への 正

昭和五十二年六月九日 衆議院會議録第三十四号(一)

一〇八〇

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

# 官報

号外 昭和五十二年六月九日

## ○第八十回 衆議院會議録 第三十四号(二)

本期国会において衆議院に提出された議案、請願、質問等の総数及びその結果

内閣提出議案 百二十三件

内

予算 九件 両院可決

条約 十八件

内

両院承認 十一件

日本国憲法第六十一条の規定により本院の議決が国会の議決となつたもの 一件

本院閉会中審査 六件

予備費支出の件 七件 両院承諾

決算その他 六件

内

委員長報告のとおり議決 二件

閉会中審査 三件

未了 一件

法律案 七十六件

内

成立 六十五件

本院閉会中審査 八件

本院未了 三件

国会の承認を求めの件 七件 両院承認

議員提出議案 五十六件

内

法律案 五十二件

内

成立 十一件

本院閉会中審査 二十九件

本院未了 十件

撤回 二件

決議案 四件

内

可決 一件

否決 三件

重要動議 五件 可決

参議院議員提出法律案(衆議院予備審査) 十九件

内

参議院未了 十七件

撤回 二件

前国会未了の決算等 四件 委員長報告のとおり議決

請願 七千六百四件(二万九千九百九通)

内

採択、内閣送付 七百九十八件(千九百二十二通)

委員会議決不要 一件(一通)

未了 六千七百八十三件(九千七百九十一通)

取り下げ 二十二件(二十五通)

質問 二十九件

国家公務員等の任命について同意を求めの件 十五件 同意

### ○議長報告

(条約送付及び通知)

一、今九日、憲法第六十一条の規定により本院の議決が国会の議決となつた次の条約を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

日本国と大韓民間との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めの件

(法律公布案上及び通知)

一、今九日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律

(議決通知)

一、今九日、本院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

二、行政機構並びにその運営に関する件

三、恩給及び法制一般に関する件

四、国の防衛に関する件

五、公務員の制度及び給与に関する件

六、栄典に関する件

地方行政委員会

一、人口急増地域対策特別措置法案(小川新一郎君外一名提出、衆法第二二二号)

二、地方公営交通事業特別措置法案(細谷治嘉君外六名提出、衆法第二三三号)

三、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(小川新一郎君外三名提出、衆法第三二二号)

四、国と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化に関する法律案(小川新一郎君外三名提出、衆法第四四号)

五、地方自治に関する件

六、地方財政に関する件

七、警察に関する件

八、消防に関する件

法務委員会

一、刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)

二、犯罪被害補償法案(沖本泰幸君外二名提出、衆法第二二二号)

三、刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(沖本泰幸君外二名提出、衆法第二三三号)

四、政治亡命者保護法案(横山利秋君外六名提出、衆法第四〇号)

五、刑法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、衆法第四一号)

六、裁判所の司法行政に関する件

七、法務行政及び検察行政に関する件

八、国内治安及び人権擁護に関する件

外務委員会

一、核兵器の不拡散に関する条約第三一条及び四の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の締結について承認を求めの件(条約第一〇号)

二、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めの件(条約第一二二号)

三、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めの件(条約第一二三号)

四、投資の奨励及び相互保護に関する日本国とエジプト・アラブ共和国との間の協定の締結について承認を求めの件(条約第一三三号)

五、国際海事衛生機構(インマルサット)に関する条約の締結について承認を求めの件(条約第一四四号)

六、アジア太平洋電気通信共同体憲章の締結について承認を求めの件(条約第一五五号)

七、国際情勢に関する件



する法律案(内閣提出第二二号)

三、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

四、科学技術振興対策に関する件

石炭対策特別委員会

一、石炭対策に関する件  
公害対策並びに環境保全特別委員会  
一、環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案(土井たか子君外四名提出、衆法第三四号)

二、環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案(古寺宏君外二名提出、衆法第三九号)

三、公害対策並びに環境保全に関する件  
物価問題等に関する特別委員会

一、物価問題等に関する件  
交通安全対策特別委員会

一、交通安全対策に関する件  
沖繩及び北方問題に関する特別委員会

一、沖繩及び北方問題に関する特別委員会  
ロッキード問題に関する調査特別委員会

一、ロッキード問題に関する件  
(通知書受領)

一、今九日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めの件

経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定の締結について承認を求めの件

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めの件

一、今九日、参議院議長から、次の法律の公布を

奏上した旨の通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律

一、今九日、河野参議院議長から保利議長あて、参議院は閉会中次のおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会  
一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

二、国防衛に関する調査  
地方行政委員会  
一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会  
一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会  
一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会  
一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会  
一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会  
一、社会保障制度等に関する調査

二、労働問題に関する調査  
農林水産委員会  
一、農林水産政策に関する調査

一、農林水産政策に関する調査  
商工委員会  
一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会  
一、運輸事情等に関する調査

通信委員会  
一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会  
一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件  
沖繩及び北方問題に関する特別委員会  
一、沖繩及び北方問題に関する特別委員会

災害対策特別委員会  
一、災害対策樹立に関する調査

公害対策及び環境保全特別委員会  
一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

交通安全対策特別委員会  
一、交通安全対策樹立に関する調査

物価等対策特別委員会  
一、当面の物価等対策樹立に関する調査

公職選挙法改正に関する特別委員会  
一、公職選挙法改正に関する調査

科学技術振興対策特別委員会  
一、科学技術振興対策樹立に関する調査

ロッキード問題に関する調査特別委員会  
一、ロッキード問題に関する調査

(衆議院通知)  
一、今九日、次の条約は憲法第六十一条の規定により本院の議決が国会の議決となつた旨参議院に通知した。

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めの件

(議案通知)  
一、今九日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案  
(衆議院通知)

一、今九日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。

アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めの件

経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定の締結について承認を求めの件

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めの件

(議案通知)  
一、今九日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律案  
一、今九日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めの件

経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定の締結について承認を求めの件

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めの件

(議案通知)  
一、今九日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律案  
一、今九日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案  
(返付議案受領)

一、今九日、参議院から返付された次の条約を受領した。

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めの件

航空燃料輸送パイプラインに係る道路占用許可及び標識板建植に関する質問主意書(木原実君提出)及び答弁書

沖繩県の石油パイプライン等の現状に関する質問主意書(木原実君提出)及び答弁書

伊達火力発電所パイプライン建設に伴う農業問題に関する質問主意書(小川国彦君提出)及び答弁書

〔追録末尾に掲載〕

昭和五十二年六月九日 衆議院會議録第三十四号(二)

一〇八四

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七  
大藏省印刷局  
電話 東京 五八二 四四二(六外)